

佐世保市監査委員公表第 13 号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

佐世保市監査委員	宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員	赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員	井 上 友 子



経済部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 経済部 商工労働課、観光課、ふるさと物産振興課、競輪事務所、
企業立地推進室

3 監査の期間 令和7年1月30日（木）～令和7年3月18日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 佐世保市産業支援センター使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第3条第1項で「…督促を受けた者が、…納付しないときは、…納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、…年 14.6 パーセント…に相当する延滞金を加算して徴収する。…」と規定されているにもかかわらず、延滞金を徴収していないものがあった。

(商工労働課)

- ② 市有財産賃貸借料において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。

(商工労働課)

- ③ 行政財産目的外使用料において、佐世保市財務規則第66条の2ただし書きで「…債権金額が年額で定められているものにあつては4月30日以前の日を、…定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が4月30日より後の日付になっているものがあった。

(観光課)

- ④ 行政財産目的外使用料ほかにおいて、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項、又は佐世保市財務規則第268条の2第1項で規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。

(観光課)

- ⑤ 行政財産目的外使用料において、佐世保市行政財産使用料条例第3条で「使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、納付すべき期限を別に指定し…て納付させることができる。」と規定されているにもかかわらず、納付すべき期限を別に指定することなく使用料を前納させていなかった。

(企業立地推進室)

条例等を再確認し、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 令和6年度佐世保市デジタル人材育成事業業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。

（商工労働課）

- ② 佐世保市産業支援センター消防用設備保守点検等業務委託契約において、佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について総務課長の審査を受けていなかった。

（商工労働課）

- ③ 令和6年度展海峰（コスモス期）駐車場交通誘導等業務委託契約において、佐世保市文書規程第18条で「条例、規則、規程、契約、請書、覚書、協定、指令その他法規に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、業務日程を変更する協議書に関する起案文書について総務課長の審査を受けていなかった。

（観光課）

- ④ 令和6年度道の駅させぼつくす99建築物・建築設備等定期点検業務委託契約において、佐世保市財務規則第178条（同規則第165条の規定を準用）後段ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。

（ふるさと物産振興課）

規則等を再認識し、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。

3. 財産管理事務

- ① 行政財産目的外使用許可において、佐世保市事務処理規程第7条第4号で「公用財産若しくは公共用財産又は公の施設の目的外使用許可等に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。

(商工労働課)

- ② 万津駐車場の活用に関する協定書において、佐世保市文書規程第18条で「…協定…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長の審査を受けていなかった。

(商工労働課)

専決区分の相違は、内部統制における重大な不備である。
規程を再確認し、適正な事務処理を行われたい。